

池田市地域福祉計画策定委員会の会議の公開に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、池田市地域福祉計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、委員会の会長（以下「会長」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合は、会議の全部又は一部を非公開とすることができる。

- (1) 池田市情報公開条例（平成16年条例第1号）第7条各号の規定に該当する情報に関し審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正又は円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められるとき。

(会議開催の事前公表)

第3条 委員会は、会議を開催するに当たっては、当該会議の開催の7日前までに、「会議の開催のお知らせ」（様式第1号）を行政情報コーナーに掲示し、併せて市ホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議が開催されるときは、開催日の決定後、すみやかに行うものとする。

2 前項によるほか、当該会議の開催の前日までに配布される広報いけだへの掲載が可能な場合は、開催案内を掲載するものとする。

(会議の公開の方法等)

第4条 会議の公開は、傍聴によるものとする。

2 会長は、会議を円滑に運営するため、会場の秩序維持に努めるものとする。

(傍聴の定員等)

第5条 傍聴の定員は、5名とする。

2 傍聴の受付は、会議の開催時刻の30分前から先着順に行うものとする。

なお、その時刻に傍聴申込者が前項に規定する定員を超える場合は、抽選により傍聴者を決定するものとする。

(傍聴要領の周知等)

第6条 委員会は、傍聴要領を作成し、これを配布し、傍聴者への周知を図らなければならない。

2 傍聴者は、傍聴要領を遵守しなければならない。

(会議資料の提供)

第7条 委員会は、傍聴者に会議次第及び会議資料を配布するものとする。

(会議結果等の公開)

第8条 委員会は、会議の開催後速やかに会議録を作成するものとする。

2 委員会は、支障のない限り、会議録及び会議資料を行政情報コーナーにおいて1年間閲覧に供するとともに、市ホームページに掲載するものとする。

(委任)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この要領は、平成22年7月9日から実施する。